

生産緑地の買取り申出について

生産緑地法第10条（満期、死亡、故障）による買取り申出をされる場合は、下記資料の提出をお願いします。

(1) 必ず提出が必要な書類

- ・ 生産緑地買取申出書
- ・ 土地登記簿謄本（写し可）
- ・ 公図（写し可）
- ・ 案内図

(2) 理由により必要な書類

① 満期を理由とする買取り申出 の場合

- ・ ○○権抹消確約書（所有権以外の権利が設定されている場合）
- ・ 委任状（代理人申請の場合）

② 主たる従事者の死亡を理由とする買取り申出（1年以内） の場合

【遺産分割協議は完了しているが未登記の場合】

- ・ 主たる従事者の証明（農業委員会発行、事前に申請が必要）
- ・ 遺産分割協議書の写し
- ・ ○○権抹消確約書（所有権以外の権利が設定されている場合）
- ・ 委任状（代理人申請の場合）

【遺産分割協議中の場合】

- ・ 主たる従事者の証明（農業委員会発行、事前に申請が必要）
- ・ 相続人全員の印鑑証明（申請書には、印鑑証明と同一の印（実印）を押印）
- ・ 戸籍謄本等（相続関係がわかる戸籍（除籍、改正原戸籍）謄本、抄本）及び相続関係説明図 または 法定相続情報証明（法務局発行）
- ・ ○○権抹消確約書（所有権以外の権利が設定されている場合）
- ・ 委任状（代理人申請の場合）

※遺産分割協議中の場合、相続人全員の連名での申請となります。

③ 主たる従事者の故障を理由とする買取り申出 の場合

- ・ 主たる従事者の証明（農業委員会発行、事前に申請が必要）
- ・ 医師の診断書（将来にわたり農業に従事できない旨が記載されているもの）

※申出の前に原則ご本人様と面談をしますので、事前にご相談ください。また、相続税の納税猶予を受けている場合は、遡って猶予されている税額および利子分を納付する必要があります。詳細は、税務署にお問い合わせください。

(3) 都市農地貸借法による貸借を行っている生産緑地地区指定農地の買取り申出

- ・ 主たる従事者の証明（農業委員会発行、事前に申請が必要）

※認定または承認を受けた事業者（借主）が主たる従事者となり、その従事日数の1割以上従事している場合は、当該農地所有者（貸主）も主たる従事者と認められます。該当する場合は、事前にご相談ください。また、都市農地貸借法による事業計画等の詳細については、農政課にお問い合わせください。

■ 氏名記入欄・押印について

買取り申出書の氏名記入欄については、署名又は記名押印してください。
ただし死亡で遺産分割協議中の場合は、相続人全員の実印を押印してください。